

2000年9月7日  
(平成12年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 山本章

固定資産税・都市計画税納税通知書の返戻調査等に必要とする  
住民記録における本籍地情報の目的外利用及び本人通知の省略  
並びにコンピュータ利用について（答申）

2000年（平成12年）8月29日付けで諮問された、固定資産税・都市計画  
税納税通知書の返戻調査等（以下「本業務」という。）に必要とする住民記録にお  
ける本籍地情報の目的外利用及び本人通知の省略並びにコンピュータ利用について、  
次のとおり答申します。

#### 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定による目的外利用の必要  
性を認める。
- (2) 同条例第9条第3項の規定による本人に通知しないことの合理的理由がある  
と認める。
- (3) 同条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

#### 2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、目的外利用及び本人通知の省略並びにコ  
ンピュータ利用の必要性等は、次のとおりである。

##### (1) 本業務の概要について

本業務は毎年1月1日を基準日として、土地、家屋、償却資産を所有してい  
る人に納税通知書を送付し、その結果、転居先不明等の理由により返戻となっ  
たものを調査するものである。

また、死亡者宛てに納税通知書を送付したなど、相続人の調査が必要となっ  
た場合、各市役所や法務局に文書依頼をし随時、戸籍、法人登記簿等の調査を  
行っている。

(2) 目的外利用する必要性について

本業務に伴う送付先特定及び納税義務者死亡に伴う送付先特定作業については、現在、資産税課と納税課（滞納関係）で連携しながら対応を図っているが、市民窓口センターが保有する住民情報のうち住所は両課で端末機を使用し検索できるが、本籍地及び筆頭者は納税課でしか検索できないため、必要な都度、市民窓口センターに本籍地を照会し、その後本籍地所轄の戸籍担当課に戸籍の全部事項証明書の交付を依頼し情報収集しているが、限られた期間内に調査を行わなければならない状況や、課税側も収納側も調査対象者は同一であり、調査も戸籍から入るのが一般的であることから、本籍地等検索を活用することが合理的であると考えられるため目的外利用するものである。

(3) 本人に通知しないことの合理的理由について

当該個人情報の検索については、本業務に伴う送付先特定作業及び納税義務者死亡に伴う送付先特定作業を実施するものであり、その作業特性から通知しないことが本人の不利益になる性質のものではなく、目的外利用する旨を当該本人に通知しないことの合理的理由がある。

(4) コンピュータ利用の必要性及び安全対策について

ア 本業務については、平成12年度を例にとると納税通知書を5月8日に発送（約10万8000通）、第1期納期限が5月31日となっており、郵便局から返戻後（261通）、直ちに調査に入り、税法に定める納期限10日前までに送達できるよう課内職員全員で対応しているが、短期間で終了させなければならない本業務については、迅速性が要求され事務執行には機敏な対応が必要である。

また、現在納税課と連携して滞納者等の調査を行っている現状を踏まえると賦課サイドでの検索も不可欠である。（年間約200件）

イ 安全対策としては、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守する。

3 審議会の判断理由

以下のことから、本件諮問について認めるものである。

(1) 目的外利用する必要性について

現在、納税義務者の所在確認に必要な住民記録のうち、資産税課に設置されている端末機では、本籍地及び筆頭者の項目については検索ができないため事務処理に支障をきたしていることから、住民記録における基本項目外ではあるが効率的な事務執行を図り、公平、適正な課税を行うために目的外利用する必要性は認められる。

(2) 本人に通知しないことの合理的理由について

当該個人情報の検索については、本業務に伴う送付先特定作業及び納税義務者死亡に伴う送付先特定作業を実施するものであり、その作業特性から通知しないことが本人の不利益になる性質のものではなく、目的外利用する旨を当該本人に通知しないことの合理的理由がある。

(3) コンピュータ利用について

ア コンピュータ利用の必要性について

本業務については短期間で行う必要があることから、迅速性が要求され事務執行には機敏な対応が必要であり、事務の効率化を図るためにもコンピュータを利用した本籍地等検索の必要性は認められる。

イ 取り扱う個人情報の範囲

コンピュータで取り扱う項目は、本籍地及び筆頭者であり、これらは本業務における必要最小限の項目であると認められる。

ウ 他のファイルとの結合

本業務に係るシステムについては、ホストコンピュータから専用の端末機に接続されるため、他のファイルとの結合による個人情報の加工処理はされないと考えられる。

エ 安全対策

本業務の処理に当たっては、個人情報の保護及び安全対策のために必要な事項を定めた「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」に基づき運営されるため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上